

広報ひがしくるめ「市民伝言板」依頼原稿

【市民伝言板への掲載状況】（□に✓を入れてください）

今年度（令和6年4月15日号～令和7年4月1日号）の市民伝言板に

掲載していません 掲載しました

___回。___月___日号、___月___日号、___月___日号、___月___日号

【掲載希望号】

___月___日号

【団体名（フリガナ）】

【日時】（□に✓を入れてください）

月___回、_____曜日 毎週_____曜日

その他_____

午前・午後___時___分 ～ 午前・午後___時___分（ほか 有り・無し）

※紙面の省スペース化のため、複数ある場合は一種類のみでお願いします。

【場所】

【費用】（□に✓を入れてください）

・入会金_____円

・会費 月 年 ___回 _____円（ほか 有り・無し）

【備考】（年齢制限・習熟度など、上記以外の項目を簡潔に記入してください）

									10
									20
									30

【連絡先（フリガナ）】（市内の方に限ります）

名字_____ 電話番号（_____）・（_____）・（_____）

住所（掲載しません） 東久留米市_____

■下記の項目は掲載しませんが、確認のため記入してください。

原稿を記入した方の氏名_____

電話番号（_____）・（_____）・（_____）

講師・指導者氏名_____

受付

受付

広報ひがしくるめ「市民伝言板」掲載基準要領（抜粋）

（掲載できるグループ等）

第2条 掲載できるグループ等は、以下の内容をすべて満たすものとする。

①文化、スポーツ及び社会福祉等で、その活動が市民全体に開放されたグループ等であること

②グループ等の構成員の半数以上が、市内在住・在勤・在学の方であること

③野外活動を中心とする場合（例 ハイキング・山登り、スキーなど）を除き、原則としてグループ等の活動拠点が市内であること

（掲載の基準）

第3条 掲載できる記事は、前条のグループ等のものとする。ただし、次の各号に抵触するものは掲載しない。

①政治活動を目的としたもの

②特定の個人又は団体に対し一定の利益或いは損害を与えると判断される活動で、政治活動と誤解される恐れのあるもの

③宗教活動（宗教活動と誤解される恐れのある場合も含む）を目的としたもの

④営利活動を目的としたもの

⑤講師、指導者等が対価を求めて実施するもの及び参加費（会費）等が材料費、会場借上料、講師謝礼等の必要経費に比して著しく適性を欠くもの

⑥売名行為を目的としたもの

⑦動植物等の売買、交換等（無償も含む）を目的としたもの

⑧グループ等の構成員相互の連絡、同窓会の告知を目的としたもの

⑨求職・求人を目的としたもの

⑩その他、公序良俗に反するなど広報掲載に適さないと判断されるもの

（掲載内容の非関与）

第4条 市長は、掲載内容については関与しない。

（掲載内容の確保責任）

第5条 掲載したグループ等は、伝言板の掲載内容を自己の責任で実施しなければならない。なお、掲載内容に関して問題が生じた場合は、当事者間の問題として、市は一切の責任を負わない。